

資料

Ⅱ
ワークショップ資料（二〇〇六年一月八日）

ワークショップ

内部統制

報告者 一橋大学 酒井太郎
司会者 法政大学 荒谷裕子
コメンテーター 青山学院大学 町田祥弘

内部統制とは、効果的かつ効率的な業務遂行、信頼性ある財務報告、資産の保全、そして法令の遵守を合理的に保証するため、企業が遂行する一連のプロセスをいうもの（記録や規則の類ではない）と一般に定義されている。かつては監査論の領域において議論されるにとどまっていたが、やがて企業経営全般に関わる仕組みであると認識されるようになり、最近では、主として企業活動の適法性を制度的に担保するという観点から、企業法学においても注目されてきたところである。

二〇〇五年に制定された会社法では、取締役または執行役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令が定める体制の整備が、大会社および委員会設置会社に義務づけられている（会社法三六二条五項・四一六条一項、会社法施行規則一〇〇条・一一二条）。ここにいう「体制」とは、内部統制を意味するものとおおむね理解されている。そして、二〇〇六年六月に成立した金融商品取引法では、上場会社にかかる開示規制の一環として、内部統制報告書制度（金融商品取引法二四條の四の四）および経営者による確認書制度（金融商品取引法二四條の四の二、二四條の四の八、二四條の五の二）が定められている。また、内部統制報告書制度に関連して、金融庁の企業会計審議会は、二〇〇五年一二月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を公表し、現在その実施基準案が審議されている。

これら内部統制整備の法的義務化は、不実の情報開示や会社資産の不適切な管理、法令違反に伴う会社損害を回避させるための予防的措置を会社に講じさせることを目的とするものである。内部統制にかかる法的問題としては、統制の整備に関するもの（権限の所在、整備されるべき統制の中身、監査および開示手続、旧規定との関係等）と、統制の不備を根拠としてなされる会社または取締役に対する責任追及に関するもの（責任発生原因、因果関係ある損害の範囲、義務違反の存否または帰責性の有無にかかる立証内容と挙証責任の負担者等）が考えられる。このほか、金融・証券規制当局が行う制裁または是正措置も法的問題として関連性を有するところである。

本ワークショップは、内部統制の意義を把握した上で、上記の法的問題のうちとりわけ統制の不備を根拠として行われる責任追及に関わる論点について、検討を行うことを目的とする。荒谷裕子法政大学教授の司会のもと、報告者として酒井が法制度を含む内部統制全般に関する若干の解説と問題提起を行い、その後町田祥弘青山学院大学教授によるコメントを経て、参加者一同による討議を行うこととする。

参考文献

蟹江章「内部統制議論の変遷と課題」企業会計五七卷三号一八頁（二〇〇五年）、企業会計審議会内部統制部会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」（二〇〇五年）、町田祥弘「財務報告に係る内部統制の監査」企業会計五七卷一〇号三三六頁（二〇〇五年）、神田秀樹「新会社法と内部統制のあり方」商事法務一七六号三五頁（二〇〇六年）、中村信男・大塚和成「会社法における内部統制と実務対応」金融法務事情一七七〇号一二頁（二〇〇六年）。